

民営化・広域化を進める水道法改正案は反対を

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。数点について知事並びに関係理事者に質問します。まず、水道法改正案等についてです。水道法改正案が、先の通常国会に提出されましたが国会解散により廃案となりました。次の国会に再提出の見込みです。

改正案は、水道事業の抱える課題解決に向け「基盤強化を行う」ことを目的とし、コンセッション方式の導入などの民営化と水道事業を統合する広域化を柱としています。

水道事業を担う多くの自治体は、国による過大な水需要予測・水源開発などの政策誘導に従い、ダムや施設建設を続けた結果、多額の水源費、施設の維持管理費などの負担が経営を圧迫し水道料金に跳ね返るなど困難に直面しています。また、市町村合併や度重なる自治体リストラによる人員削減で技術職員の不足も深刻です。にもかかわらず、国は事業の見直し、民営化を強力に進めており今回の水道法改正案もその流れを受けたものです。

改正案は、自治体の水道事業者としての位置づけは残しつつ、運営権を民間事業者に移すコンセッション方式を導入します。現行法では、地域独占事業であるため、当該地域の地方公共団体が認可を返上しなければ民間事業者は認可されず、高いハードルとなっています。法改正によって、コンセッション方式の導入がより容易になります。

コンセッション方式は、国を挙げて推進され、総務省は水道事業などの地方公営事業について、「事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討」を求めています。すでに2015年度からコンセッション方式による官民連携推進の交付金制度も導入されていますが、水道事業は、集中強化期間3年間の目標6件に対し、達成はゼロと進んでいません。水道法が改定されるとコンセッション方式が一気に進む懸念があります。

また改正案では、都道府県に広域連携の役割が明記され、国が基本方針を策定、都道府県が水道基盤強化計画を策定、協議会を設けて広域化を推進する仕組みが導入されています。広域化について総務省は、「できる限り2018年度を目途に検討を行う」とし、厚労省は、「2017年度から広域化前提の台帳整備には、生活基盤施設耐震化交付金を適用すること」など財政支援を盛り込んでいます。広域化の狙いは重複部門の統廃合やスケールメリットによる運営コストの削減ですが、小規模のまま民営化しても運営コストの削減が困難であり、広域化で民間参入をより促進するためです。

さらに、改正案は、水道法の目的も、「水道を計画的に整備し、および水道事業を保護育成すること」の記述から、「水道の基盤を強化すること」とされ、計画的な整備、保護育成の文言が削除しています。水道は住民福祉の増進を図る基盤となる事業であり、自治体が営々と担ってきました。民営化・広域化が進めば、水道事業が自治体や住民から遠い存在となり、公共の福祉の増進という本来の目的を果たせなくなってしまいます。

そこでお聞きします。コンセッション方式は、会社の利益、株主への配当や税負担、自治体への運営権対価支払いなどが見込まれるため、住民への水道料金を低廉に抑え維持することができるのか疑

問です。その上、さらなる職員の削減や中心事業が民間に移ることから、自治体が蓄積してきた人材、ノウハウが失われてしまいます。人材育成、災害対応、事業の持続性などについても大きな問題を抱えることとなります。

改正案は、命を守る根源的なライフラインであり、極めて公共性の高い住民のための水道事業をどう守り発展させるかの視点が全く欠落していると言わざるを得ません。公共の福祉の増進に逆行する法案は断固反対すべきではありませんか。

本府は、この法案づくりを進めてきた厚生労働省の「水道事業基盤強化方策検討会」等に参加していますが、この場所でどのような意見を述べ対応してきたのですか。水道事業の民営化やコンセッション方式の導入等も含め、知事は、水道事業のあり方をどのように考えているのか伺います。

府営水道ビジョンの見直しの方向は水道法改正案と同じ方向

【前産】本府は、京都府営水道ビジョンを策定し、施設の耐震化や料金見直しなど進めてきましたが、施設の大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、一層の経営健全化が求められているとして、同ビジョンの見直しを進めています。本年度に計画期間を折り返すことから、府営水道事業経営審議会、府営水道ビジョン検討部会の検討を経て、本議会に中間案が報告されているところです。

中間案は、後期ビジョンを見直しの方策として、①将来の水需要と府営水道の適正規模について、2022年度の府営水の1日最大給水量は12万8327トンと推計、現有施設能力の16万6000トンの維持で安定供給が可能、②安心・安全な給水体制の確保について、電源喪失への対応、水質悪化や放射能対策等リスク別に必要な対策を実施するとともに、広域水運用の活用、人材育成・技術継承など横断的取組の推進、③経営改善に向け、財政基盤の強化、④費用負担のあり方として、建設負担料金格差の縮小を目指す。資産維持費に相当する経費の料金参入を検討、⑤受水市町との連携・強固な信頼関係の構築など示しています。

経営審議会の場合では、適正な施設規模の検討例として「浄水場を同規模で更新する場合」「浄水場をダウンサイジングして更新する場合」「浄水場を廃止する場合」などを例示し、市町の浄水場を廃止して府営水を増やすことが最も有利だとの資料をあえて提示しました。

結局、見直すとはいえ府営水道ビジョンによる将来方向は住民の願いに耳を傾けず、受水市町の浄水場の廃止・統合を伴う水道事業の広域化、民間化へ道を開くものです。府の責任で運営すべき府営水道事業を、あたかも受水市町と府の一体事業にしようとする広域化・「企業団」方式やコンセッション方式へと変質させるものであります。水道法改正案が狙う方向と軌を一にするものですが、知事は、府営水道事業をどのような姿勢で運営されようとしているのか伺います。

【知事・答弁】水道というのは住民にとってはなくてはならない重要なライフラインでありまして、一番大切なのは将来にわたって安心安全な水を安定的に供給することではないかなと思います。水道の普及率は、今やほぼ100%であり、拡張整備の時代から維持管理の時代に入ってまいりました。その中で、人口減少や節水技術も大変今発達をしておりますので給水場減によりまして、料金収入が落ち込む一方で施設等の老朽化や耐震化による大量更新時期が到来をしております。そうした中で水道事業をめぐる環境というのは、やはり昔の高度経済成長期とは違う形で、しっかりとした安定運営の

時代に入ってきたんじゃないかなと思います。こうした中で、各水道事業者は事業の基盤強化や経営の安定化にむけて様々な努力をしておりますけれども、地域によっては、過疎、高齢化が進展する中で事業継続についての限界を感じているのは事実であります。京都府が行ったアンケート調査等では、水道事業の課題解決を図るために広域連携が必要というご意見もあったところでありまして、施設の共同使用等ですね、取り組みを進めることが必要といったような意見もあったところでありまして、多くの市町村がこれからの技術の進展を考えた場合に、広域化・共同化についても検討した方がいいのではないかなと考えているのは事実だと思います。

こうしたように、水道をとりまく状況が課題が大きく変わってきておりますので、今回の水道法の改正案では、目的が「基盤的計画的整備」から「基盤の強化」に変更されて広域化や民間活用の推進についても定められたものでありまして、人口減少時代を見据え公共の福祉を図る観点からも改正を考えたものだと思います。

水道事業のあり方なんですけれども、もとより水道事業は市町村事業という形になっておりますけれども、そして、まちづくりと一体になった拡張整備がなされてまいりました。今後の水道事業のあり方についても、まちづくりがやっぱり変わってまいりましたので、その考え方にとってどのように基盤強化を図るかも含め、市町村が考えて行く、そして、決定していくものになります。

民間活用については、すでに広島県と民間企業が設立した「水みらい広島」のように、上下水道施設の運転・維持管理を行うための公民連携企業体の事例もありますけれども、広域化や民間活用等を導入するにしても、いずれもメリット、デメリットがありますので、今後のやっぱり慎重な検討が必要だと思っております。

都道府県としては、市町村がこうした検討を行う際には、特に市町村の枠を超えて行おうとするような場合には、市町村の要請に応じて調整役として支援していく役割を担うものと考えておりまして、そうした観点から勉強会等を実施しております。コンセッション方式については、官民連携の一例でありますけれども、災害時の公と民との責任のあり方など、整理すべき課題も多く、府内でも検討している市町村は無いと思いますので、ちょっと議員のご指摘は考え過ぎかなという気がします。尚、厚労省の水道事業基盤強化方策検討会であるH27年12月開催の第5回検討会において、都道府県のヒアリングが実施され、京都府の上水道事業について、府内市町村の事業について府内市町村の水道事業の状況や、府営水道と受水事業の連携、公民連携による施設の維持管理等による可能性などを当時開催しておりました研究会の状況などについて説明したものでありまして、方針や方向性は示しておりません。

次に、府営水道事業の運営のあり方についてでありますけれども、用水供給事業者として運営する立場として、色々とコストの視点も重要でありますけれども、今回、府民意識調査でも、やっぱり9割の方が水道事業に求めるのは、安心安全な水を安定的に供給するという事で、それが最も重要だということになっております。府営水道給水区域の約66万人の方のために、私どもとしましては宇治での事故を受けまして、3浄水場を接続して広域的に水運用が出来ることによって安定的な供給への道を切り開いていくとか、その中で対応訓練を実施するとか、府営水道と受水市町が一体となった安全で安定した供給体制の確保ということを私達は考えて行かなければならないと考えております。府営水道が府と受水市町共通の財産であることから、府営水道か受水市町かではなく連携して効果的効率的な運営に取り組むとともに公営企業として運営しているわけでありましてから 受益と負担の

関係はしっかり頭に入れて、利用者の適正な負担で運営する。そういう中での経営健全化基盤強化を図っていきたいと思います。

府営水道の事業経営審議会答申におきましても、二重投資による過度な設備余剰を避けて府営水道と受水市町の施設全体で適切な規模や配置などについて取り組む必要性が提起されている所でありまして、今回の府営水道ビジョンの改定では、審議会の答申をふまえておりまして、中長期的な視点からアセットマネジメントを行い、府営水道と受水市町の施設全体の適正な規模や配置について具体的に検討する。そして経営基盤強化へむけた取り組みとして業務についても課題の整理を進めて行くという視点に立っているところでございます。

【前産・再質問】 本府はですね、「公民パートナーシップ研究会」を立ち上げて、府内の水道事業の広域化と人材の確保を目指して、その手法として委託を請け負う公民連携の共同企業体の設立を視野に入れて、調査研究を行っている」としてしています。厚労省のコンセッション導入に向けた働きかけ・トップセールスのリスト全国 23 事業体に本府は含まれておりまして、本府は本年 1 月段階ですでに働きかけが済んだと。その 19 の事業体に入っているとしております。まさに、これらのとりくみは水道法改正案の方向、これの先取りと言えるものでありまして、先ほど知事は市町が検討するべきという今後の方向について答弁されましたけれども、それを京都府が前のめりに検討していると言わざるをえません。この点についてお答えください。

また、同検討会で、府営水道と受水市町との経営統合、垂直統合について、2015 年の料金改定時に、「府庁内でも垂直統合についての検討も始めなさい」という指示が出ました」という報告を理事者がしているんですけども、そういった指示をだしたのは、水道事業の経営統合・垂直統合の市町を巻き込んだ、検討指示を出したのは知事ではないのかと、こういう疑問が湧いてきます。その点についてお答えください。

【知事・再答弁】 これからの将来を見据えて、様々な方策、研究をするのは当たり前のことなので、我々が常に進歩していく場合に研究していく。そしてその中で、メリット、デメリットをしっかりと勘案してどれがいいかということを選択として、また提示してく。その何にも勉強すると言われてたら、それこそ府庁とは一体何をやるどころかなというふうに思います。何か具体的にそれをやる場合には、もちろん議会にも報告をさせていただきますし、提案もさせていく。庁内勉強会をやめるとかそういった話は非常にこれからの京都の未来を考える上でもマイナスのご意見だとしか思えませんので、これからも積極的に色んなことを研究していききたいなと思います。

【前産・指摘要望】 一般的なことを言っているんじゃなくて、市町が検討すべきことまで府が前のめりに検討の指示を出して、具体的に進めて行こうとしている。ここがですね、知事のトップダウンというか、市町村に対する、今後ですね、知事の任期は 4 月で終わりということではありますけれども、府営水道の事業を見ておきますと、市町の要望、府民の要望を脇に置いて府がこれまでも色々押しつけてきたという経過でありますね。すでに水道の民営化とかコンセッション方式などについては、奈良市とか大阪市で提案されて議会で否決されるということもありますし、世界では民営化が進んでおったヨーロッパ・アジア等は公共の水道事業が守れないということで、パリとかベルリンとかクワラ

ルンプールだとかこの十数年で 35 カ国 180 事業体等で再公営化に舵を切っているわけなんですね。そういう意味では民営化やコンセッション方式というのは水道事業になじまないという結果も出ているのが世界の流れであります。水道事業を利益最優先の民営化・コンセッション方式に売り渡す検討は、市町村を置き去りにして、あるいは住民を置き去りにして進めるということはきっぱりやめるべきだということを求めています。

水道ビジョン見直しは住民の運動と願いにこたえたものにすべき

【前置】次に、府営水道の経営問題について伺います。料金問題では、これまで過大な水需要予測による現有施設能力の維持を前提にして、建設負担料金は3水系の「合算算定方式」を段階的に進め、使用料金の平準化と建設負担水量と実供給水量の乖離の縮小ともなる水量調整を一部の市町間で行っています。しかし、住民の立場から、なぜ、使用しない府営水の料金まで府に払わなければならないのか。この疑問や批判にまともに答えたものになっておりません。

また、府営水道の供給料金等に関する条例では、「受水市町の申請に基づいて基本水量を決める」としているにもかかわらず、かつて大山崎町が住民の実際使う水量に変更して申請しても、これを一切認めませんでした。その後も、条例に即さない対応をとり続け、今回の中間案でも見直されています。

府営水道ビジョン策定当時に行われた府民意識調査では、府営水道が府南部 10 市町に供給していることを、「知っている」との答えが 31.3%、「知らない」が 68.7%であり、知っていると回答したうち、府の水道事業に「不満」が 45.6%、不満の最大の理由に、「料金が低い」が 82.2%に上っていました。

これまで、府営水道を巡っては、受水市町の高い水道料金の主な要因となっている府営水の過大な供給水量の適正化を求めるとや地下水によるおいしい市町の水道水を守ろうと長年ねばり強い住民運動が続けられてきました。住民の願いは、美味しい水を安全で安価に安定的に供給をとということであり、府民意識調査結果でも示されています。

ビジョンの見直しに当たっては、受水市町との十分な意見交換はもとより、何よりも住民の運動と願いにこたえたものにすべきではありませんか。

建設負担水量のうち受水市町での使用水量は 60%程度に過ぎません。料金に換算すれば約 16 億円が未使用の料金となります。過大な施設整備に伴って生じている負担は、本来事業を行った府も応分の責任を負うべきものでありますが、建設負担水量として全て市町に押し付けている結果、市町の高い水道料金と水道事業会計悪化の大きな要因となっています。

ビジョン見直し中間案では、水需要予測では、人口減等の中で受水市町の水需要は 1 日平均給水量で 5.1%減少するのに対し、府営水の給水量は 0.2%増加するとしています。これでは府営水の比率が 51%から 53.8%に跳ね上がり、市町の自己水・地下水を大幅に減らすこととなります。

これは、府営水道条例に基づく受水市町の水量申請権を事実上否定するものです。市町の自己水・地下水は、災害・事故時等のライフラインの確保としても重要な役割を担うことから、多様な水源による給水こそ尊重し支援すべきではありませんか。お答えください。

耐震・放射能など防火対応、ライフラインの確保への支援を

【前窪】本府は、これまで3浄水場接続・施設の耐震化等の大規模な経費を、独立採算を原則に受益者負担とする一方、国に対し、老朽施設の改良、更新、耐震化等に対する財政支援を求め要望活動を行っています。これは独立採算による受益者負担一辺倒では、水道事業が抱える諸課題に対応できないことを意味しています。

水道事業の健全化のために、少なくとも下水道事業並の補助制度を国に求めるとともに、府も支援すべきです。まして過大な水需要予測に伴う施設の整備・維持管理・耐震化等の事業に要した経費はそれを当然とはせず、受水市町から要望されている府営水道施設のダウンサイジングを本気で検討すべきではありませんか。

また、耐震・放射能などの防災対応の経費は、受益者負担として、すべて水道会計に求めることは無理があります。府民の安心・安全の確保、ましてやライフラインの確保は、府政の重要課題であり、一般会計等での支援を検討すべきです。いかがですか。

水利権のあり方を見直し、水道料金の引き下げを

【前窪】水利権の問題では、府営水道の水利権のうち乙訓浄水場系の毎秒0.285トン、木津浄水場系の毎秒0.3トンの未利用水利権があります。これを同じ淀川水系の天ヶ瀬ダムに振替えて活用すれば、宇治浄水場系の水利権毎秒0.6トンの大半が確保できることになり、天ヶ瀬ダム再開発から撤退する条件が生まれ、水源費負担の軽減が可能です。3浄水場の接続により、府営水道の水源が一体的に運営されるようになったこともあり、水利権のあり方を見直すべき時と考えます。本府は、未利用水利権の「振替え」、「買い上げ」を国に要望しているとしてきましたが、ビジョンを見直す今こそ認めさせ、水源費負担の軽減を図り、水道料金の値下げを実施すべきではありませんか。

また、ビジョン見直しの課題として、乙訓浄水場系日吉ダムの未利用水利相当分毎秒0.285トンと大戸川ダム・丹生ダム撤退にかかわる水源費等を料金化する方向です。水源費負担の整理をするということですが、これでは「府営水道の経営ありき」であり、受水市町の水道会計の負担増、ひいては住民の水道料金の値上げを迫るものです。

過大な水需要予測と施設建設を進めてきた本府の責任はどうなるのでしょうか。その責任を受水自治体、住民に押し付ける未利用水利権、ダム撤退に関わる水源費等の料金化は止めるべきと考えます。いかがですか。

【環境部長・答弁】府営水道ビジョンの見直しについてでございますが、府営水道事業は府南部地域の水需要の増加に対応するため、受水市町の要望を受けて事業を開始したものでございます。これまでも、受水市町の意見や要望をふまえて受水市町とともに取り組んできたところでございます。今回の見直しに当たりましては受水市町とはアンケート調査や8回の会議を行うなど、これまで以上に意見交換を重ねているほか、ビジョン検討部会には消費者代表の委員にもご参加していただき、十分に意見をお聞きしながら改定を進めてきたところでございます。前回の水道ビジョン策定時の府民意識調査では、府水道事業に不満と応える方が4割以上でございましたが、今回の改定にあたっての同

調査では3割程度と、充分とは言えませんが数値が下がってきたところでございます。また、同調査では知事の答弁にもございましたが、水道事業で一番大切と考えることでは、災害などにあっても必要な水が使えること、日々の水質の安全が保たれていることと安心安全な水を安定的に供給することが9割を超えたところでございます。府営水道では、府民負担軽減のため、引き続きコスト削減に努めることは言うまでもございませんが、こうした安心安全への府民の願いを得て、この間3浄水場接続による広域水運用はもとより全浄水場での耐震化を完了した他、宇治管路の更新を進めるなど施設の耐震化、老朽化対策の推進、水安全化計画策定による水質管理の強化など、安心安全にむけた取り組みを着実に実施しているところでございます。しかしながら、同調査によりますとこうした取り組みへの府民の認知度が低く、ビジョン検討委員会からは府営水道の役割や貢献についてもっと積極的にPRしていくべきとのご意見がありました。ビジョン改定案では、こうした安心安全な給水体制の確保とともに府営水道の役割を広く府民に理解していただく取り組みについても記載をさせていただきます。

多様な水源についてであります。自己水と府営水の二元水源を持つことは、リスクマネジメントの上でも重要であり、府としてもそうした観点から二元水源を否定をしておりません。したがって、今回のビジョン改定においても、受水割合や水需要予測は現行ビジョンと同様、受水市町の予測数値をそのまま用いております。府営水道のダウンサイジングについてでございますけれども、8月の府営水道への受水市町要望では単なるダウンサイジングではなく、受水市町の水需要予測や施設規模などもふまえ、最も効果的効率的な府営水道施設の適正規模や運用方法について検討いただきたいとされているところであります。

府営水道施設は、3浄水場接続や各浄水場の耐震化が完了したことにより、受水市町の給水を安定的にバックアップする機能をより高まっているところでございます。このため、府営水道のダウンサイジングにつきましては、まず受水市町において将来の水需要の動向などをふまえ、今後どの程度自己水が必要で、そのための自己水施設の規模はどの程度必要かなどの検討をした上で、受水市町の水道供給の安全性の確保を最優先に考え、3浄水場接続のバックアップ機能を最大限保持できることを前提に、検討することが必要だと考えておるところでございます。こうしたこともふまえまして、現在の二元水源の状況をもとにアセットマネジメントを行い、長期的な視点に立って安心安全な水を将来にわたり供給できる体制、いわゆる持続可能性とコストパフォーマンスの両面から具体的な数値を用いて施設のあり方について検討を進めることとしております。

尚、水道事業の健全化のため、下水道事業なみの補助制度の要望でございますが、現在、国にしているところでございます。一般会計の支援につきましては、総務省の地方公営基準の繰り出し基準に基づきまして、水源にかかる経費及び耐震化事業費に対して、すでに繰り出し受けているところでございます。それを超える基準外の繰り出しにつきましては、受水市町以外の府民の方々の税金を府営水道事業にさらに投入することになるため、公営企業の独立採算の原則や他の市町村の公平性の観点から慎重に対応する必要があると考えます。

未利用水利権の振り替えについてであります。国に対しては幾度となく振り替えや買い上げ要望をしているところであります。振り替えについては、国からは関係受水者に影響があることから困難とのことでございますが、一方、利水容量の買い上げにつきましては、これまで川上ダム、大戸川ダムの検証の際に国に提案してきており、最終的にはコスト比較によりまして、実現には至っていない

ものの今後も買い上げを検討されるような事例があれば、同様に提案をしていきたいと考えております。この他、ダム割賦負担金の繰り上げ償還などを積極的に行っており料金負担の軽減や水道事業会計の改善につながることは、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。

日吉ダムの未利用水利権の負担のあり方についてであります。これまでの経営審議会の答申をふまえて、料金の負担軽減策として「料金化」を見送ってきたところであります。今回、ビジョン検討部会の意見として将来的に料金統一をめざす中であってこれら未料金化分について歴史的経過をふまつつも整理が必要な次期に来ているとのご意見を頂いているところでございます。今後、こうした意見をふまえて費用負担のあり方につきましては経営審議会においてご議論頂き、その内容や答申ふまえ対応してまいりたいと考えております。

【前窪・再質問】2015年の府営水道の料金改定で値上げとなった宇治浄水場系では、宇治市が昨年度14.4%の料金値上げ、来年度八幡市では16.7%の値上げ、久御山町では昨年度一般会計から1339万円の繰り入れが実施されました。

府営水道のダウンサイジング、建設負担水量の見直し、未利用水利権の見直しなど抜本的な対策を打たずに、建設負担料金の格差是正・料金改定を行えば、さらに宇治浄水場系の料金が引き上げられることになるのではないかと。したがって私が提案したことについて、しっかり検討をしていただきたい。この点について再答弁を求めたい。

府内水道事業の職員数の問題です。2015年度現在で1306人、ピーク時の76.3%、内府営水道では59人でありまして69.4%に激減しております。中間案では、技術職員の不足が深刻であり人材育成が課題とされております。

これは現場を無視した人員削減の結果ではないのか。また、府と市町の連携は大事なことですけれども、府が技術職員を確保して市町水道へ支援できる体制こそ構築すべきではありませんか。私は、府営水問題についてこれまで論議をしてきました。今回、ビジョンが見直されるということでありましてすけれども、やっぱり、66万人も給水している府営水道を、一部の府民というふうに見なしては、ライフラインの確保など含めて、そんな見方はやめてほしいというふうに感じます。府がしっかりと一般会計も含めて支援することを求めます。

【環境部長・再答弁】府としては、これまでから出来る限り府民負担の軽減を図ると共に安心安全の水を安定的に供給することができるよう努めてまいりました。府営水道審議会、または水道ビジョンに基づきまして、抜本的な改革も含め取り組んできたところでございます。今後につきましても、そのような府営水道審議会、水道ビジョンに基づきまして府民負担軽減のため取り組んでいきたいというように考えている所でございます。技術職員の問題でございますけれども、私どもも技術職員の研修につきましては、個別に資格試験の養成に努めたり、また合同で研修会を開いたり、技術の継承については努めているところでございます。今後につきましても、できるところは全体的な受水市町との協力も含めて人材育成につとめているところでございます。